

富士ソフト健康保険組合及び加入事業所が共同で実施する 健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用—については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

富士ソフト健康保険組合（以下「当組合」という）では、健康診査事業について、加入事業所と共同実施し、健診等データを共同利用することといたします。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称—について、次のように公表いたします。

1. 加入事業所との健診等データの共同利用について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的・効果的であるため、加入事業所とともに健康診査事業を共同実施し、健診等データを共同利用することといたします。

2. 共同利用する健診等データ項目について

○身体計測

身長、体重、BMI、腹囲（40歳以上）

○診察

業務歴、既往歴<服薬歴、喫煙歴含む>、自覚症状、他覚症状

○血圧

収縮期、拡張期

○生化学検査

中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、GOT、GPT、 γ -GTP

○血糖検査

空腹時血糖、HbA1c

○尿検査

蛋白、糖

○血液学検査

血色素量、赤血球数

○生理学検査

心電図、胸部X線、視力、聴力検査

○オプション検査等の付加検査項目、診療報酬明細書（レセプト）等の内容

○上記のほか、医師の診断（判定）・意見、特定保健指導の対象者

3. 共同利用する者の範囲について

- ・加入事業所 健保担当部所長、健保事務担当者、産業医等医療従事者
- ・当組合 常務理事、事務長、保健事業担当者

4. 共同利用する者の利用目的について

- ・加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。

また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的健診等データの利用は、加入事業所にデータ保存し、産業医の判定と指示にしたがって、保健師等による健康相談、保健指導を実施します。その他、当組合が実施する特定保健指導においては面接場所として会議室を提供、対象者への参加の声かけ等を実施します。

- ・当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診等データの利用は、当組合にデータ保存し、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に階層化し、特定保健指導を行います。

5. 健診等データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診等データの管理責任者は、加入事業所健保担当部所長と当組合常務理事です。

以 上